

定期報告対象建築物リストの閲覧について

兵庫県では、建築基準法第12条第1項の規定による定期調査結果の報告率の向上を図ることを目的に、下記のとおり定期報告対象となる建築物のリストを定期報告調査資格者^{※1}等の閲覧に供し、定期報告義務の着実な履行を促進することとしています。

【閲覧できる者】

定期報告調査資格者^{※1}が所属する事務所の所員に限りです。

※1 定期報告調査資格者：一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員

【対象区域】

兵庫県が特定行政庁として所管する区域の建築物に限りです。

神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市の建築物の閲覧については、各市にお問い合わせください。

【閲覧に供する建築物リスト】

閲覧に供する建築物リストは、令和7年度の定期報告対象となる建築物^{※2}です。

※2 下記の用途のうち一定規模以上のもの

- ① 学校
- ② 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- ③ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗
- ④ 事務所その他これに類するもの

（リストのイメージ）

用 途	建 築 物 の 名 称	所 在 地
学校	〇〇中学校	〇〇市△△町1-1
物品販売店	△△〇〇スーパー	△△市◎◎町1-1
飲食店	〇〇レストラン	□□市〇〇町1-1

【閲覧方法】

下記の閲覧場所で担当者の指示に従って備付けの対象建築物リストを閲覧してください。

（コピー不可）

なお、閲覧を希望される方が定期報告調査資格者本人の場合は資格者証、定期報告調査資格者が所属する事務所の所員の場合は勤務先が分かるもの（名刺、社員証等）に加えて、所属する定期報告調査資格者の資格者証及び勤務先が分かるものを担当者にご提示ください。（確認できない場合は閲覧いただけません。）

【閲覧場所】

閲覧場所	閲覧場所所在地	対象建築物所在地
兵庫県まちづくり部 建築指導課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	下記の市町全て
宝塚土木事務所 まちづくり建築課	宝塚市旭町 2-4-15	猪名川町
加古川土木事務所 まちづくり建築課	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	稲美町、播磨町
加東土木事務所 まちづくり建築課	加東市社字西柿 1075-2	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	姫路市北条 1-98	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町

豊岡土木事務所 まちづくり建築第課	豊岡市幸町 7-11	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波土木事務所 まちづくり建築課	丹波市柏原町柏原 688	丹波篠山市、丹波市
洲本土木事務所 まちづくり建築課	洲本市塩屋 2-4-5	洲本市、淡路市、南あわじ市

【閲覧期間】

令和 7 年 7 月 1 日（火）～12 月 26 日（金）

【情報の目的外使用の禁止】

建築物リストを閲覧して得た情報は、定期報告に関する業務以外への利用を禁止します。